

防 災 第 51 号
平成 29 年(2017)6 月 27 日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水希茂 様

出雲市長 長 岡 秀 人

「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等
に関する協定」に基づく意見について

平成 29 年 4 月 19 日に原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所 1 号機
廃止措置計画について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり意見を申し上げます。

島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画に係る出雲市の意見について

平成 29 年 4 月 19 日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所 1 号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、関係法令等を遵守し、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

1. 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- (1) 計画第 1 段階である 6 年間は、約 30 年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- (2) 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- (3) 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

2. 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- (1) 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- (2) 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- (3) 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- (4) クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

3. プラント全体としての安全性の向上に関すること

- (1) 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- (2) 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- (3) 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- (4) 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまでにない作業であることから、細心の注意を図ること。

4. 情報提供に関すること

- (1) 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- (2) 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- (3) 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

防 災 第 6 0 号
平成29年(2017)7月7日

島根県知事 溝口善兵衛 様

出雲市長 長 岡 秀 人

『『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書』
に基づく意見について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
平成29年7月7日付 原第215号で照会のありました『『島根原子力発電所周辺
地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書』に基づく意見照会につきまして、次
のとおり回答いたします。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく
県からの意見照会への回答について

平成29年4月19日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所1号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

1. 中国電力株式会社に求める事項

(1) 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- ① 計画第1段階である6年間は、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- ② 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- ③ 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

(2) 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- ① 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- ② 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- ③ 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- ④ クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

(3) プラント全体としての安全性の向上に関すること

- ① 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- ② 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- ③ 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- ④ 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまででない作業であることから、細心の注意を図ること。

(4) 情報提供に関すること

- ① 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- ② 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- ③ 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 周辺自治体の意見の反映に関すること
 - ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度を創設すること。
 - ② 新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に検査すること。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物に関すること
 - ① 高レベル放射性廃棄物について、国の責任として、適切に最終処分場を選定すること。
 - ② 低レベル放射性廃棄物（L1）に係る規制基準等について、早急に確立すること。
- (4) 原子力防災対策に関すること
 - ① 万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者等が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整、支援すること。
 - ② 原子力防災に関する関係自治体への支援の充実を図ること。

防 災 第 148 号
平成29年(2017)12月25日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 岩崎 昭正 様

出雲市長 長 岡 秀 人

島根原子力発電所1号機 第1回施設定期検査の実施について

平成29年11月30日付島原本広第441号により連絡があったこのことについて、1号機の廃止措置計画を実施するにあたり、同年6月27日付け防災第51号で要請した事項を踏まえ、下記のとおり意見を申し入れます。

記

1. 施設定期検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
2. 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
3. 施設定期検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
4. 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について、速やかに報告すること。
5. 施設定期検査の実施状況については、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供すること。